

7 地域主権改革の推進について

(内閣府、総務省、財務省、農林水産省、国土交通省)

【内容】

- (1) 政府が今夏に予定している「地域主権推進大綱(仮称)」の策定にあたっては、地方の自主性・自立性を高めるものとなるよう、地方からの提案等を踏まえること。
- (2) 法令による義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大について、「従うべき基準」の廃止を含む規律密度の緩和をより一層進めること。また、法案の立案段階において地方への義務付け・枠付けを必要最小限のものとする仕組みを確立するなど、地方の自主性・自立性を高める見地から更なる見直しを行うこと。
- (3) 国の出先機関原則廃止については、政府が地域主権戦略大綱で閣議決定した方針であることから、政府の主導により、出先機関の原則廃止の実現に向け、地方の意向を踏まえた取組を確実に進めること。
その際には、事務・権限の移譲及び人員の移管等に見合う財源措置が確実に講じられるよう、特に配慮すること。
- (4) 地方税財源の拡充は、税源移譲を基本に進め、あわせて、法定率の引き上げなど、地方交付税の充実強化を図ること。
なお、地域自主戦略交付金については、社会保障、教育、社会資本整備など、地域が必要とする事業が着実に実施できるよう、必要な予算総額を確保するとともに、安易に財政調整機能を持ち込まないこと。
- (5) 直轄事業負担金制度については、制度廃止に向けた具体的な手順等を示し、平成25年度までの早い時期に廃止をすること。
その際には、社会資本整備に遅れが生じないように配慮すること。
- (6) 道州制を分権改革の究極の姿として位置づけ、そのあるべき姿について検討を行うこと。

(背景)

政府の地域主権改革の取組については、「国と地方の協議の場」の法制化や義務付け・枠付けの見直しなど一定の成果はあるものの、全体として不十分な状況となっている。全国知事会から政府に提出されている「当面の地域主権改革の方向性に関する提言」等を踏まえ、地域のことは地域に住む住民が決めるという原点に立ち返り、改革を推進することが求められる。

これまでに行われた義務付け・枠付けの見直しは、地方分権改革推進委員会で見直すべきと勧告された4,076条項の一部にとどまるとともに、「従うべき基準」が相当数存在しているなど、未だ不十分な内容である。

平成22年12月に国の出先機関原則廃止に向けた「アクション・プラン」が閣議決定され、本年4月27日に「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲に係る特例制度」(基本構成案)が地域主権戦略会議で了承されたが、「区域の在り方」については、移譲対象出先機関を包括しなければならないものとなっている。また、地方が特に移譲を求めているハローワークの移管や直轄道路・直轄河川の移管についても進展がみられないなど、出先機関の原則廃止には結びつかない状況となっている。

広域的实施体制について、中部圏知事会では研究会を設置し、出先機関の事務・権限を受け入れるにあたっての課題等について、基礎的な検討を重ねてきた結果、国の出先機関の事務・権限の97%は既存の体制での受入が可能とされた。また、本年5月の東海三県一市知事市長会議において、国の出先機関の受け皿となる広域連合について部局長級の検討会を設置し、検討を進めることとしたところである。出先機関の管轄エリアが一様ではない地域の実態等を十分考慮の上、弾力的な対応が可能となるよう検討を進める必要がある。

国の補助金等の一括交付金化については、平成23年度に都道府県分の投資に係る補助金等を対象とする地域自主戦略交付金が創設され、平成24年度は予算総額及び対象事業が拡大された。地方の自由裁量を拡大するという地域自主戦略交付金の本来の理念・趣旨が活かされるには、対象となった補助金等と同額以上の総額確保が不可欠である。また、一部に財政力に応じた配分が盛り込まれたが、財政調整機能は、本来普通交付税が担う役割なので、地域自主戦略交付金に財政調整機能が持ち込まれてはならない。

道州制については、「地域主権戦略大綱」の中で、「道州制についての検討も射程に入れていく」とされている。今後、道州制について国として検討を進める場合には、分権改革の究極の姿としての位置づけを明確にした上で、国民的議論を活発化する形で実施される必要がある。

(参 考)

地域主権改革の取組

